

日本は残暑が厳しくなっている頃だと思  
いますが、いかがお過ごしでしょうか。以下、  
8月のプロジェクト活動を紹介します。

### 人身取引に関する国連専門家への プロジェクト紹介 (8/8)

人身取引（特に女性と子ども）に関する国連の特  
別報告者ジョイ・ヌゴジ・エゼイロ氏が、8月8  
日から19日にかけてタイを訪問しました。訪問  
中、プロジェクトチームとも会合を持ち、百生  
CAがプロジェクトの目的・活動を紹介します。



エゼイロ氏は、タイの調査では、被害者自身の声  
を聴くことに特に注力したいとのことで、北部及  
び南部のシェルターや市民団体を訪問し、プロジ  
ェクトがピアサポートで協働している現地NGO  
女性財団からも聞き取りを行ったとのことでした。

エゼイロ氏は、人身取引禁止法の制定といったタ  
イ政府の取組みを評価する一方、地方の警察官レ  
ベルでの汚職が根強いことを指摘しています。ま  
た、エゼイロ氏は提言として、タイ政府が国連の  
人身取引防止議定書（通称、パレルモ議定書）及  
び移住労働者権利条約を批准すべきこと、被害者  
認定・保護・支援を強化するため関係者（特に、  
警察、入国管理局、裁判官、検察、労働基準監督  
局）の人員の能力強化を行うべきこと、救出作業  
を被害者中心のものとすべきこと、などを挙げて  
います。

エゼイロ氏の最終報告書は、2012年6月に国連  
人権理事会に提出される予定です。19日発表の  
全文は、下記リンクをご参照ください。

<http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=11319&LangID=E>

### 被害者保護に中心的役割を果たす ケースマネジャーの養成 (8/25-26, 8/30-31)

人身取引被害者の保護においては、被害者認定か  
ら社会復帰までの保護支援に必要なプロセスを  
管理するケースマネジャーが中心的な役割を果  
たします。タイの人身取引対策においては、ケー  
スマネジャーは、しばしば社会開発福祉局やシェ  
ルターのソーシャルワーカーが担っています。ケー  
スマネジャーは、MDTの一員として、警察官  
などの他のメンバーと調整・連携し、具体的ケー  
スの対応策を話し合うケースカンフェランスを  
調整していく必要がありますが、そのためには、  
保護だけでなく救出や訴追プロセスの理解、関連  
法の知識及び応用力、交渉・調整力など、幅広い  
知識・スキルが必要となってきます。

プロジェクトでは、バンコク及びその近隣県、パ  
ヤオ県、チェンライ県でソーシャルワーカーとし  
て社会開発福祉局やシェルター、NGOで被害者  
保護に関わる若手及び中堅職員44名を対象に、  
ケースマネジャー養成研修を実施しました。

プロジェクトでは、今年から2013年にかけて、  
3回シリーズでケースマネジャー養成研修を実  
施していく予定です。研修は、毎年、同じ参加者  
に対し実施し、参加者からのフィードバックをも  
とに、研修内容の専門性・難易度を上げていくこ  
とを予定しています。

初年度に当たる今年の研修では、MDTにおける  
ケースマネジャーの役割・責務とは何か参加者の

理解を確認し、ケースカンフェランスの演習を通して、被害者支援の主要プロセス（救出・被害者認定、法的支援、帰還と社会復帰）でケースマネジャーに求められる知識・応用力を学習しました。研修教材としては、プロジェクトが作成したMDT実施ガイドラインを使用し、研修内容も、参加者が随所でガイドラインを参照できるようにし、日々の業務の中でガイドラインの活用を習慣づけてもらうよう工夫しました。



ケースカンフェランスの様子

例えば、「救出・被害者認定」の演習では、参加者は、実際にニュースとなった売春宿からの外国人被害者30名救出のTVニュースの抜粋を見て、救出計画を立て、救出の際に注意すべき点などを話し合いました。また、「法的支援」に関しては、未成年女性の強制売春と漁船での強制労働の2つのケースをもとに、ケースマネジャーとして、県知事に対し、法的支援の迅速化を提案するレターを書くという演習を行いました。講師として招いたタイ人弁護士は、被害者が混乱することを避けるため、ケースマネジャー自身が法的支援プロセスを十分理解ししっかり説明ができるようになることが非常に重要、と強調しました。

上記演習のほか、研修では、日本から甲木短期専門家を招聘し、被害者支援に欠かせないジェンダーの視点を、日本のドメスティックバイオレンス(DV)被害者への支援事例を通して学びました。



ボディワーク（呼吸法など）を通して被害者の心と体の回復・安定の重要性を説く甲木専門家

人身取引被害者とDV被害者は、被害の潜在化や支援に多分野連携が必要といった共通点を抱えていること、更に、人身取引被害者がDV被害者であることが多いことから、参加者は甲木専門家の発表に強い関心を示し、たくさんの質問が寄せられました。

研修の最後に、各参加者から、現在自分の業務で直面している課題をもとに、来年度の研修に期待すること・学習したいことを挙げてもらいました。参加者から出た意見は以下の通りです。

- どの段階で誰と連携すべきか知るために、他MDTメンバー（特に、警察、法律関係者や労働関連）の役割に対する理解を深めたい。
- 補償金申請など被害者への法的支援を強化するため、法的知識や応用力をつけたい。
- 特殊なケースにも対応できるよう、現在起きている事例を学びたい。
- 被害者と信頼関係を築けるようにコミュニケーション力の向上を図りたい。

プロジェクトではこれらの結果を来年、再来年の研修に活かしていく予定です。また、今回の研修内容を英語・タイ語で報告書としてまとめる予定です。